



# 島根県報

平成19年7月13日(金)

号外第93号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目次

### 規則

青年農業者等早期経営安定資金貸与規則

(農業経営課)

### 公布された条例等のあらまし

青年農業者等早期経営安定資金貸与規則(規則第64号)

#### 1 規則の概要

##### (1) 目的

青年農業者及び青年農業者をその営む農業に就業させた県内農業法人等に早期の経営の安定を図るための資金の貸付けを行う市町村に対し、当該貸付けに必要な資金を貸与することにより、本県の区域内の農業の担い手を育成確保することを目的とすることとした。(第1条関係)

##### (2) 定義

この規則における「青年農業者」及び「県内農業法人等」を定義することとした。(第2条関係)

##### (3) 青年等経営安定資金の貸与

青年等経営安定資金の貸与に関する事項を定めることとした。(第3条 - 第10条関係)

##### (4) 貸与資金の返還

貸与資金の返還に関する事項を定めることとした。(第11条関係)

##### (5) 返還の免除

貸与資金の返還の免除に関する事項を定めることとした。(第12条関係)

##### (6) 延滞金

貸与資金の返還における延滞金について定めることとした。(第13条関係)

##### (7) その他

その他必要事項について定めることとした。(第14条 - 第16条関係)

#### 2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

## 規 則

青年農業者等早期経営安定資金貸与規則をここに公布する。

平成19年7月13日

島根県知事 溝口善兵衛

島根県規則第64号

青年農業者等早期経営安定資金貸与規則

(目的)

第1条 この規則は、青年農業者及び青年農業者をその営む農業に就業させた県内農業法人等(以下「青年農業者等」と

いう。)に早期の経営の安定を図るための資金の貸付けを行う市町村に対し、当該貸付けに必要な資金を貸与することにより、本県の区域内(以下「県内」という。)の農業の担い手を育成確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「青年農業者」とは、次に掲げる要件のすべてを満たす者をいう。

- (1) 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成7年法律第2号。以下「法」という。)第4条第1項の認定を知事が別に定める期間において受けた者又は同項の認定を当該期間において受けた県内農業法人等の営む農業に就業しようとする者であること。
- (2) 前号の認定の時に、法第2条第1項第1号に該当する者であること。
- (3) 認定就農計画(法第2条第2項に規定する認定就農計画をいう。次条において同じ。)に基づく12月以上の研修を終了していること。

2 この規則において「県内農業法人等」とは、次に掲げる要件のすべてを満たす者をいう。

- (1) 県内において農業を営む個人又は農業法人(農事組合法人、株式会社又は持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。))であること。
- (2) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条の規定により農業経営改善計画の認定を受けた者又は指導農業士(先導的な役割を担う農業者として別に定めるところにより知事の認定を受けたものをいう。)であること。

(青年等経営安定資金の貸与)

第3条 県は、次に掲げる者に無利息で早期の経営の安定を図るための資金の貸付けを行う市町村に対し、予算の範囲内において当該貸付けに必要な資金の2分の1を超えない額の資金(以下「青年等経営安定資金」という。)を無利息で貸与する。

- (1) 青年農業者(法第4条第1項の認定を前条第1項第1号の期間において受けた者に限る。次号において同じ。)で、認定就農計画に従って県内で新たに自ら農業の経営を開始したもの
- (2) 県内農業法人等で、青年農業者が認定就農計画(将来青年農業者がその経営を継承する内容のものに限る。)に従ってその営む農業に就業したもの
- (3) 県内農業法人等(法第4条第1項の認定を前条第1項第1号の期間において受けた者に限る。)で、認定就農計画(将来青年農業者にその経営を継承させる内容のものに限る。)に従ってその営む農業に青年農業者を就業させたもの

(貸与金額)

第4条 青年等経営安定資金の額は、月額5万円以内とする。

(貸与期間)

第5条 青年等経営安定資金を貸与する期間(以下「貸与期間」という。)は、第7条の規定により知事が青年等経営安定資金の貸与を決定した日(一の青年農業者等に係る貸与の決定が複数回ある場合にあっては、最初に貸与を決定した日)の属する月から1年以内とする。

(貸与の申請)

第6条 青年等経営安定資金の貸与を受けようとする市町村は、青年農業者等早期経営安定資金貸与申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要がないと認めるときは、これらの書類の一部を省略することができる。

- (1) 青年農業者の就農届(県内農業法人等にあっては、雇用届)
- (2) 青年農業者の研修終了確認書
- (3) 当該市町村を区域とする地域担い手育成総合支援協議会の当該貸付金に関する意見書
- (4) 当該貸付金に関する市町村の規程等
- (5) 認定就農計画の写し
- (6) 法人の登記事項証明書及び定款等の写し(青年農業者等が法人の場合に限る。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

## (貸与の決定等)

第7条 知事は、前条に規定する申請に基づき、青年等経営安定資金を貸与するかどうかを決定し、その旨を市町村に通知するものとする。

## (青年等経営安定資金の請求)

第8条 市町村は、前条に規定する貸与の決定通知を受理したときは、青年農業者等早期経営安定資金貸与請求書(様式第2号)を当該決定通知の日から1月以内に知事に提出しなければならない。

## (青年等経営安定資金の貸与方法)

第9条 知事は、前条に規定する貸与請求書を受理したときは、青年農業者等早期経営安定資金借用証書(様式第3号)と引換えに青年等経営安定資金を貸与する。

## (償還期間等)

第10条 青年等経営安定資金の償還の期間、方法及び期日は、次の表のとおりとする。

償 還 期 間	償 還 方 法	償 還 期 日
9年以内(5年以内の据置期間を含む。)	元金均等年賦償還	毎年3月25日(当日が金融機関の休日に当たると場合は、その翌営業日)

## (繰上償還)

第11条 市町村は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、青年等経営安定資金の全部又は一部を繰上償還しなければならない。

- (1) 市町村から資金の貸付けを受けた青年農業者が県内において専門的に農業に従事しなくなったとき(死亡したとき、又は災害、疾病その他やむを得ない事由により農業に従事できなくなったときを除く。)
- (2) 市町村から資金の貸付けを受けた県内農業法人等が、県内において農業を営まなくなったとき(災害、疾病その他やむを得ない事由により農業を営まなくなったときを除く。)
- (3) 市町村から資金の貸付けを受けた県内農業法人等に雇用された青年農業者が、県内において専門的に農業に従事しなくなったとき、解雇されたとき、又は退職したとき(死亡したとき、又は災害、疾病その他やむを得ない事由による場合を除く。)
- (4) 貸与金額又は貸与期間を変更させる事由のあったとき。
- (5) 市町村から資金の貸付けを受けた青年農業者等が繰上償還を行ったとき。

2 前項の規定により青年等経営安定資金を繰上償還しなければならない市町村は、その事由が生じた日から起算して1月以内に青年農業者等早期経営安定資金繰上償還明細書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

3 第1項の規定による繰上償還は、青年等経営安定資金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内に行わなければならない。

## (返還の免除)

第12条 貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和59年島根県条例第12号)第2条の規定により債務の免除を受けようとする市町村は、青年農業者等早期経営安定資金返還免除申請書(様式第5号)に債務の免除を受けようとする事由を証明し得る書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 債務の免除を受けた市町村は、資金を貸し付けた青年農業者等に対する当該貸付金の返還の債務を当該債務の免除を受けた額と同額以上免除しなければならない。

## (延滞金)

第13条 市町村は、正当な理由がなく青年等経営安定資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。ただし、その金額が10円未満であるときは、この限りでない。

## (届出)

第14条 市町村は、資金を貸し付けた青年農業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を知事

に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 県内において専門的に農業に従事しなくなったとき。
- (3) 死亡したとき。

2 市町村は、資金を貸し付けた県内農業法人等が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名（個人にあつては、住所又は氏名）を変更したとき。
- (2) 県内において農業を営まなくなったとき。
- (3) 個人にあつては、死亡したとき。

3 市町村は、資金を貸し付けた県内農業法人等の営む農業に就業した青年農業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 県内において専門的に農業に従事しなくなったとき。
- (3) 解雇されたとき。
- (4) 退職したとき。
- (5) 死亡したとき。

（書類の経由）

第15条 この規則の規定により知事に提出する書類は、所轄の支庁長又は農林振興センター所長を経由しなければならない。

（雑則）

第16条 この規則に定めるもののほか、青年等経営安定資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

様式第 1 号その 1 (第 6 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名 印

## 青年農業者等早期経営安定資金貸与申請書 (青年農業者用)

資金の貸与を受けたいので、青年農業者等早期経営安定資金貸与規則第 6 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1 貸与対象期間

年 月 から 年 月 まで

## 2 貸与を受けたい額、青年農業者への貸付額及び負担区分

貸与を受けたい額 (県から 市町村が貸与を受ける額)	青年農業者への貸付額	負 担 区 分	
		市 町 村 費	県 費
円	円	円	円

## 3 対象となる青年農業者

住 所  
氏 名  
生 年 月 日 (年齢)  
就農年月日

## 4 添付書類

- (1) 青年農業者の就農届
- (2) 青年農業者の研修終了確認書
- (3) 当該市町村を区域とする地域担い手育成総合支援協議会の当該貸付金に関する意見書
- (4) 当該貸付金に関する市町村の規程等
- (5) 認定就農計画の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

様式第1号その2(第6条関係)

年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名 印

青年農業者等早期経営安定資金貸与申請書(県内農業法人等用)

資金の貸与を受けたいので、青年農業者等早期経営安定資金貸与規則第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 貸与対象期間

年 月 から 年 月 まで

2 貸与を受けたい額、県内農業法人等への貸付額及び負担区分

貸与を受けたい額(県から市町村が貸与を受ける額)	県内農業法人等への貸付額	負 担 区 分	
		市 町 村 費	県 費
円	円	円	円

3 対象となる県内農業法人等

住所(所在地)

氏名(法人名(代表者氏名))

4 対象となる青年農業者

氏 名

住 所

生年月日(年齢)

雇用年月日

5 添付書類

- (1) 青年農業者の雇用届
- (2) 青年農業者の研修終了確認書
- (3) 当該市町村を区域とする地域担い手育成総合支援協議会の当該貸付金に関する意見書
- (4) 当該貸付金に関する市町村の規程等
- (5) 認定就農計画の写し
- (6) 法人の登記事項証明書及び定款等の写し(県内農業法人等が法人の場合に限る。)
- (7) その他知事が必要と認める書類

様式第 2 号 ( 第 8 条関係 )

年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名

青年農業者等早期経営安定資金貸与請求書

年 月 日付け 第 号で貸与決定通知のあった青年農業者等早期経営安定資金について、下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額	百万			千			円

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名 印

青年農業者等早期経営安定資金借用証書

借用金額	百万			千		円
------	----	--	--	---	--	---

青年農業者等早期経営安定資金貸与規則に基づき、下記条件を承認の上、上記金額を借用しました。

記

- 1 貸付利息 無利子
- 2 元金の支払期日 毎年3月25日
- 3 元金の支払額 各支払期日における元金の支払額は、知事から別途送付される青年農業者等早期経営安定資金借入台帳の償還年次表による。
- 4 延滞金 延滞元金につき年14.6パーセント
- 5 元金の支払場所 知事の指定する金融機関



様式第 4 号 ( 第11条関係 )

年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名 印

青年農業者等早期経営安定資金繰上償還明細書

青年農業者等早期経営安定資金貸与規則第11条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり繰上償還します。

記

借 用 年 度	貸与決定年月日	借 用 額	
繰 上 償 還 事 由		繰 上 償 還 額	
繰上償還の期間	年 月 から 年 月 まで		
償 還 期 日	償 還 金 額	償 還 期 日	償 還 金 額

様式第5号(第12条関係)

年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名 印

青年農業者等早期経営安定資金返還免除申請書

貸与を受けた資金の返還の債務の免除を受けたいので、青年農業者等早期経営安定資金貸与規則第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 借用金額 円
- 2 返還未済額 円
- 3 免除を受けようとする額 円
- 4 免除を受けようとする事由
- 5 添付書類 免除を受けようとする事由を証する書類